

平成22年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成22年6月24日（木曜日）
午前10時10分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第44号 権利放棄の件（美唄市
開拓記念厚生会館弁償金）（総務・
文教）
- 2 議案第45号 美唄市給与条例の一部
改正の件（総務・文教）
- 3 議案第46号 職員団体のための職員
の行為の制限の特例に関する条例の
一部改正の件（総務・文教）
- 4 議案第47号 北海道市町村職員退職
手当組合規約の一部変更の件（総
務・文教）
- 5 議案第48号 北海道市町村備荒資金
組合規約の一部変更の件（総務・文
教）
- 6 議案第49号 美唄市立児童館条例の
一部改正の件（総務・文教）
- 7 議案第50号 美唄市放課後児童施設
条例の一部改正の件（総務・文教）
- 8 議案第51号 美唄市消防長の任命
資格を定める条例制定の件（総
務・文教）
- 9 議案第52号 美唄市消防団条例の一
部改正の件（総務・文教）
- 10 議案第53号 美唄市消防団員等公務
災害補償条例の一部改正の件（総
務・文教）

- 11 議案第54号 美唄市国民健康保険条
例の一部改正の件（産業・厚生）
- 12 議案第55号 美唄市営住宅管理条例
及び美唄市特定公共賃貸住宅管理条
例の一部改正の件（産業・厚生）
- 13 議案第56号 平成22年度美唄市一般
会計補正予算（第1号）（予算審査特
別）
- 14 議案第58号 平成22年度美唄市一般
会計補正予算（第2号）（予算審査特
別）
- 15 議案第57号 平成22年度美唄市介護
保険会計補正予算（第1号）（予算審
査特別）
- 第3 議案第59号 美唄市議会議員定数条
例の一部改正の件
- 第4 意見書案第10号 北海道農業の発展
に必要な生産基盤整備等に関する
意見書
- 第5 意見書案第11号 沖縄普天間基地の
無条件撤去と道内への訓練移転
を認めないことを求める意見書
- 第6 意見書案第12号 労働者派遣法の抜
け穴のない抜本的見直しに関する
意見書
- 第7 意見書案第13号 政治とカネの疑惑
究明を求める意見書

◎出席議員（16名）

議 長	内馬場 克 康 君
副議長	谷 村 孝 一 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	森 川 明 君
3 番	五 十 嵐 聡 君

4 番 高 田 正 則 君
 5 番 高 橋 幹 夫 君
 6 番 阿 部 義 一 君
 7 番 長谷川 吉 春 君
 8 番 米 田 良 克 君
 9 番 白 木 優 志 君
 10 番 小 関 勝 教 君
 11 番 土 井 敏 興 君
 12 番 本 郷 幸 治 君
 13 番 紫 藤 政 則 君
 14 番 林 国 夫 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
 副 市 長 板 東 知 文 君
 総 務 部 長 藤 井 英 昭 君
 市 民 部 長 岩 本 良 一 君
 保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君
 商工交流部長 中 井 英 雄 君
 農 政 部 長 須 田 正 毅 君
 都市整備部長 山 口 隆 慶 君
 市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君
 消 防 長 霜 田 公 法 君
 総務部総務課長 大 崎 聡 君
 総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長 白 戸 仁 康 君
 教 育 長 安 田 昌 彰 君
 教 育 部 長 前 田 敏 和 君

選挙管理委員会委員長 後 藤 泰 彦 君
 選挙管理委員会事務局長 秋 場 勝 義 君

農業委員会会長 佐 藤 博 道 君

農業委員会事務局長 林 忠 男 君

監 査 委 員 扇 谷 均 君
 監 査 事 務 局 長 鎌 田 覚 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 岡 嶋 博 文 君
 次 長 中 平 匡 司 君

午前10時10分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

12番 本郷幸治議員

13番 紫藤政則議員

を指名いたします

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第44号権利放棄の件ないし順序15、議案第57号平成22年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）の以上15件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第44号ないし議案第53号の以上10件について、小関総務文教委員長。

●小関勝教総務・文教委員長（登壇） ただいま議題となりました、議案第44号権利放棄の件（美唄市開拓記念厚生会館弁償金）、議案第45号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第46号職員団体のための職員の行為の

制限の特例に関する条例の一部改正の件、議案第47号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件、議案第48号北海道市町村備荒資金組合理約の一部変更の件、議案第49号美唄市立児童館条例の一部改正の件、議案第50号美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件、議案第51号美唄市消防長の任命資格を定める条例制定の件、議案第52号美唄市消防団条例の一部改正の件、議案第53号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上10件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月22日、委員会を招集して審査いたしました。

議案審査における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第44号について、申し上げます。

総額的には2,788万4,303円の債権放棄ということだが、株式会社東明閣が支払う分として6,619万5,009円、美唄市が支払う分として3,831万0,706円ということだが、それぞれが支払う金額の主な内容、こういった費用がかかったのかとの質疑に対して、東明閣側が支払う分として、基本的には損害金となるが明け渡しまでの月額78万8,000円の建物の使用料と最後の月の端数が出た分をさらに積算をした金額の6,619万5,009円ということで積算をしている。

それと美唄市が支払う分としては、東明閣側が備品等として購入した損害金3,030万9,760円と、支払うまでの期間の年5%

の金利を加えた額を支払うということで、3,831万0,706円となっている。との答弁。

この金額の中には、弁護士や裁判に係る費用というのは含まれていないということか。との質疑に対して、弁護士費用、報酬等はこの中には入っていない。との答弁。

相手方の財産調査をしたということは記載されているが、相手方の動きをどのように掌握してきたのか、相手側は「裁判では億単位の金を払っている」というようなことも聞かされているが、その辺の状況というのはどのように掌握しているのか。との質疑に対して、初期段階では弁護士さん等に相談した上で、強制執行の可能性や法人として差し押さえる物件があるかなど、いろんな部分を十分に検討した結果、なかなか強制執行の手続きをする内容、資産等の概要がないということで強制執行の手続きには至らなかった。代表者に対して催促、納付書の発行等はしたが、裁判費用の部分については私どもとして承知していない。との答弁。

納入通知書は送付しているとのことだが、実際に市が直接行って対応したという経過はあるのか。との質疑に対して、判決確定後における債権の保全については、自治法に基づいて納付書の送付や催促状の発付などを行ってきたが、今回の時効にあたっては直接本人にお会いして、その辺の現況確認や事実確認をさせていただき、その間、弁護士さんとも十分な協議をしながら今日までに至ったという経過。との答弁。

随意契約から指名競争入札に変わった背景や目的というのは、どのようなことだったの

か。との質疑に対して、平成４年度までは１社随契で東明閣と委託契約をしてきたが、平成５年度からは競争原理の中で委託契約を進めようとしたところ、東明閣側から今までのいろんな経過があるので、そうなっては困るということで占有権を主張され、その後も営業を続けたために、市として施設を明け渡してもらおうようにということで、訴訟をせざるを得なかった。との答弁がありました。

次に議案第４５号について、申し上げます。

１ヶ月６０時間を超える時間外勤務を行なった職員に対してということだが、基本的に職員の時間外の管理というのはどのように行なわれているのか。との質疑に対して、上司の方から、こういう業務があるので時間外勤務をして下さいという命令を下すということが基本であり、それに基づき時間外勤務を行なった結果については、上司が再度確認するということが最終的には確認の決裁をするということになっている。との答弁がありました。

次に議案第５０号について、申し上げます。

放課後児童施設の定員が４０名から７０名に増えるということだが、現在予想される児童数というのはどのくらいになると考えているのか。との質疑に対して、数年前から、待機児童というのは作らずに定員オーバーをしても受け入れている状況であり、今後、定員が増えてもそれによって新たに受け入れるだとか、待機をされている児童がいて、その分が増えるというようなことではない。との答弁。

定員は７０名にするが、職員は今まで通りということになるのか。との質疑に対して、

中央小学校区の児童施設については、児童館に対する職員が１名、障がい児対応の職員が１名、他に３名が一般の児童というか健常児の対応ということになっており、保育所の基準からしても少ない人数ではないと考えており、７０人に対しても対応できるものと考えている。との答弁がありました。

次に議案第５２号について、申し上げます。

市外の居住者で美唄市に勤務地があれば団員として認めるということだが、この改正によって何名くらいの団員が増える見通しなのか。また、８条の（３）に新たに「団員としてふさわしくない非行があったとき」とあるが、この非行というのは内容的にどの程度のことを指しているのか。との質疑に対して、見込みとしては、現在５名程度の増員が見込まれている。また、ふさわしくない非行について、今考えているのは逮捕されるような行為等を考えている。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第４４号ないし議案第５３号の以上１０件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第５４号及び議案第５５号の以上２件について、米田産業・厚生委員長。

●米田良克産業・厚生委員長（登壇） ただいま議題となりました、議案第５４号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件及び議案第５５号美唄市営住宅管理条例及び美唄市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正の件の以上

2件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月22日、委員会を招集して審査いたしました。

まず、議案第54号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

今回の条例改正で、美唄では何がどう変わるのか、との質疑に対し、医療給付費等国の一定基準を超えた場合、国からの指定で安定化計画を策定し、事業の安定化を講ずる義務が市町村にあり、計画を立てそれを目標にしていく形だったが、この度の法律改正で、全部改正により広域化支援方針に変わり、国の指定ではなく道が広域の支援方針の計画を策定し、道内各市町村と一緒に事業の運営の安定化を進めていく形になる。

メニューとしては国保財政安定化、収納対策の共同化が一番のポイントで、市町村単位でやっていた収納対策などが、全道レベルでやれる、より具体的に示される形となり、道が中心になって道内各市町村の国保事業を進めていく趣旨となった。との答弁。

次に、議案第55号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、今回の改正理由は、平成19年に都営住宅で発生した立てこもり発砲事件を契機に国土交通省が指針を示したとなっているが、公営住宅法は直されていないのか。また、条文の中にある暴力団による不当な行為の防止等に関する法律は、暴力団の定義を書いているものなのか、公営住宅との直接的な関係はないものか、との質疑に対し。公営住宅法については今回改正はない。出された指針の内容にしたがって事務を取り進めてきた。

道・他市町村においてもその指針を受け、条例改正をしている。

暴対法は、暴力団の定義をする部分も確かにあり、暴対法の第2条6号は、暴力団・暴力団員とはいかなるものかという定義になる。との答弁。

次に、公営住宅法でいう入居者とは、どういう定義になっているのか。所得などの一定の条件のほかに何かあるのか。また、示された指針には、マニュアルなど自治体が活用できるようなものがあつたのか、との質疑に対し、入居者資格については、現に同居し、または同居しようとする親族があること、政令で定める収入基準以下であるもの、現に住宅に困窮していることが明らかなものであること、の3点が原則となる。示された指針の中では、具体的な条項を示したような明記はない。あくまでも指針を受けた中で、各行政庁がどう改正していくかの判断で条文を改正していく形をとっている。との答弁。

次に、暴力団の定義に該当する人が今いるのかどうか、現実に美唄の公営住宅で、何かそれらしきトラブルがあつたのか、との質疑に対し、市内には現在6名対象者がいると警察から伺っている。トラブルに関しては、公営住宅に入居していないため、無いものと思っている。との答弁。

次に、公営住宅に入る全員の名簿が警察に行くということなのか、現在入居してる全員から承諾書をもらうのか、新規の人だけ承諾書をもらうのか、との質疑に対し、新規で入居を申し込み、抽選で仮決定となる。入居申し込み段階で同意書をもらう。警察に照会するのは当選した方だけとなる。そのほか、新

たに誰かを同居させたいという届け出があった時、入居者が亡くなって、入居承継者の届出があった時、駐車場の届け出があった時に警察署に照会を出す。現在住んでいる方の名簿を照会に出すことはない。との答弁。

次に、美唄市は住んでる住民に対してさまざまな行政サービスを提供するが、その人に刺青が入ってる、肌に刀傷があるなどで峻別はしてないはずだ。警察のリストで指定をされた人が、美唄市の様々なサービス、制約を受けるものが何かあるか。ルールに違反するのならわかるが、全体に縛りをかけてサービスを受けさせないのはおかしいのではないか、この条例を提案する時に内部で議論したのか。との質疑に対し、議論の経過については承知していない。ただし、周囲が規制し、どんどん美唄の中にそういう人達が入り込んでくるのではないかと心配しており、何とか美唄市民を守っていききたいという考え方である。との答弁。

次に、既に入居している者の同居家族の実態は、どういうふうに押さえていくのか。外から入ってくる場合のケースだけで十分その対応ができるのではないか、との質疑に対し、現在入居している方の入居状況は、毎年、住宅使用料を決定するために収入申告をいただき、そのときに名簿をもらう。現在、警察署から情報がもらえるか、事務協議をやっているが、速報的な情報についても難しいのではないかと考える。あくまでも入居申し込みが来て、抽選した方だけを照会するのが合理的と考えている。との答弁。

次に、実際にトラブルになっているなどの状況を把握しているのか、また、その場合、

どのように対処しているのか。との質疑に対し、条例提案に当たり、空知管内の情報提供を受けたが、暴力団はいないという回答が多く、ルールで提出された書類の中で事務処理をしているという現状。個別の事例については把握していない。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第54号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第55号については、質疑後の意見交換で、警察に下駄を預ける形になるのはいかななものか、一般の人の入居制限につながらないか、憲法に照らして人権に制約をかけることになる、民間アパートでの制約について質疑でもわからない、まだ調べたい事柄があり時間がほしい、公営住宅法と条例の関係で釈然としない内容がある、市内の民間アパート業の人に影響するのか心配がある。などの意見があり、さらに検討を要するので、継続審査と併せて、閉会中もなお審査を行うことの議決を求めることに決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 次に、議案第56号、議案第58号及び議案第57号の以上3件について、小関予算審査特別委員長。

●小関勝教予算審査特別委員長（登壇）ただいま議題となりました、議案第56号平成22年度美唄市一般会計補正予算（第1号）、議案第58号平成22年度美唄市一般会計補正予算（第2号）及び議案第57号平成22年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査の経過

並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月23日、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第56号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、子宮頸がんワクチン接種事業について、接種の方法について集団接種ということだが、どういう方法で行うのか、との質疑に対し、接種方法については、保健センターにおいて集団接種を行う予定。十分な予防効果を得るために、3回の接種が必要なことから、事前に予約していただき、8月ごろに第1回目、9月ごろに第2回目、3月ごろに第3回目を考えている。との答弁。

次に、補正予算として計上した理由と、計画にない事業を実施する場合、計画等の見直しを行い予算計上すべき、との質疑に対し、昨年の12月に、ワクチン接種が可能となり、早期に接種を行えば、健診と合わせると一般的に100%予防できる。新年度で仕切りなおしという話もあるが、美唄市の実態として、20年度において子宮頸がんと子宮体がん、合わせて4名の方が亡くなっている実情、医師会の要望、さらには、市民からの要望もあり、これは早急に実施すべきものだということで決断をさせていただいた。との答弁。

次に、学校現場で日々子どもと接している保健室の先生が、この問題に関してどんな考えを持っておられるのか、また、こういった方々との日々のふれあいからつくる教育の大切さについて、との質疑に対し、保護者や生徒の理解、教育関係との相互連携をとらなければならないと考えており、まずは、対象者及び親に対する説明会の開催を相互で連携し

て取り組もうということにしている。学校現場においては、健康な生活と疾病の予防ということについて深めるために、保健分野において様々な学習をしており、子宮頸がんワクチンに特化することなく、感染症全般に対する学習なども行っている。との答弁がありました。

次に、国営北海土地改良事業負担金の債務負担行為の設定について、未定のため限度額設定をしていないとある。限度額の表現の仕方にルールがあるのかもしれないが、金額を入れ、そしてその金額の考え方を括弧で表示をする、これが予算の提案の仕方とすれば、あるべき提案の仕方ではないか、との質疑に対し、限度額の設定は当然額を明示すべきじゃないかと内部的に話し、これについては、各市の状況、また、道にもこういう事業に当たった限度額の設定の方法を調査したが、実施設計がこれから着手ということ、平成30年までの事業費が未確定であること、また、美唄市の3%の負担すべき事業費についても未確定要素が多く、さらに事業計画の期間が長いということもあり、国の方では現在、国営事業の経費の見方も見直ししてると伺っており、いろいろな変動要素が大きいと判断をし、金額表示は困難でやむを得ないものとして、負担率のみを記載した。

今後、議会には常任委員会に事業の進捗状況を逐次報告していきたい。との答弁。

次に、土地改良事業について、工事内容は、との質疑に対し、現施設が造成されてから40年以上経過し、凍上やコンクリートの劣化等により、土を押さえている壁面などが倒れる恐れが出ており、その部分の改修と聞いて

いる。そういった施設が倒れることにより、漏水や、付近に法面の土が流れ込むということでの被害が考えられることから、維持管理を円滑に進めるためにも、被害が起きる前に改修を行うと聞いている。との答弁。

次に、土地改良事業について、昨年の事業仕分けとの関連で、対象になっていたかどうか。また、その影響がどのように表れているのか、との質疑に対し、事業仕分けの影響については、政権交代により、昨年の10月に事業仕分けが実施され、この時点で仕分けのメニューとして、国営かんがい排水事業が、事業仕分けの影響を受けた。22年度の予算規模として、20%縮減の方向が示された。この事業仕分けの結果を踏まえ、農水省と財務省で事業に対する協議等が行われたところであるが、土地改良事業については、およそ50%の事業費縮減で、今回の北海地区についても、当初は1期工事として279億円の予算要求をしていたところ、約半分の135億円になったところである、との答弁。

次に、放課後児童対策事業の今後の考え方について、との質疑に対し、今回は、既存施設に子どもを移送する対策を講じることとなるが、必ずしもこの方法が万全だとは考えていない。移送では活用できない子どももあり、移送される児童にも、迎えに来る保護者にも負担が大きいと考えている。地元で開設できることが一番望まれることから、来年度は地元の開設に向けて検討し、それを前提とした今年度は移送と考えている。との答弁。

次に、放課後児童施設の関係について、市内の各小学校7校で同じような悩みを抱えている方々全てのニーズに応えることができる

のか、ニーズ把握について希望を取ったりどんなやり方をしているのか、また、受け入れ体制について、人的な問題や施設の面積などはどうか。今回の移送事業に関して、計画登録というのは、どの計画のどこに載っているのか、との質疑に対して、放課後児童施設については、これまでの議会議論、保護者からの要望を踏まえ、昨年11月に施設を開設をしていない地域の保護者の方を対象に学校を通じてアンケート調査を行った。結果として、3つの地域から35名の児童の利用希望があった。このため、開設に向けて様々な検討を進めてきたが、1年間を通した一定の児童数の確保による財源の確保、地域で開設する場合の場所の確保など課題が生じ、年度当初の開設については難しいと判断をした。その後、それぞれの3地域の保護者の皆さんにお集まりいただき、現状説明、意見交換を行い、保護者の皆さんから、子ども達にとっては、身近なところで開設してほしいという声が大半で、一方で、地域に開設することは望ましいが、共働き等で今、現実に困っているといった意見もあった。移送手段を用いて、既存の施設を活用した場合、どの程度の利用になるかもあわせ説明会で話をし、改めてアンケート調査を行なった。その結果、今回、3地区で移送手段を用いても14名の利用希望があり、委員会として保護者の意向などを総合的に検討した結果、地域の開設を基本としつつも、現段階において移送手段を用いての利用を希望する児童の方がいることから、今回それぞれの施設で受け入れたいという提案をさせていただいた。

地域への説明は、この議会の結果を踏まえ、

6月末までにはお知らせすることになっている。その後、やり方等の話をし、再度希望を出していただき、入所手続の申請をしていただくとともに、スクールバス等の委託契約を行い、実施にこぎつけたいと思っている。

受け入れ体制については、中央小学校区では、障がい児1名を含め、一般児童は移送も含めた新たな入所者を含めると62名となり、指導員は5名である。児童20名に対して指導員が1名ということになる。南美唄小学校区においても、現在、定員30名のところ、障がい児1名、一般児童9名の計10名で、指導員が2名であることから、十分対応は可能と考えている。面積についても、中央小学校区においては、9月からは旧中央幼稚園に移るため、定員70名で改正をしているところである。9月前の実施は、旧勤労青少年ホームの他の部屋を利用すれば受け入れはできるものと考えている。

移送については、当市において初めての取り組みではあるが、各市町村さまざまな形でやっているため調査比較が難しく、砂川市では2つの施設が移送しており、岩見沢市では民営の施設が1施設、施設の専用車を使用して行っていると確認をしている。との答弁。

次に、緊急雇用創出事業の関係について、3本を予定をされているが、21年度に実施した事業の中で、こういった効果が表れているのか、どのような課題が出てきているか、また、この事業で関わった方が、次の就業にきちっとつながっていくような形になっていったのか、今回示された委託料の中身と、1名当たり1ヶ月どの程度の人件費となっているのか、との質疑に対し、緊急雇用の21年

度の事業効果等について、21年度は12事業を実施しており、新規雇用した人数として107名、そのうち、そのまま継続して雇用につながった方は、障がい者の方を対象にした事業に2人の継続雇用。また、アンテナショップは、3名の雇用が生まれており、現在21年度事業の中で5名の実績。

課題については、これまでの緊急雇用の事業は事業終了とともに雇用もそこで終わるという仕組みになっていることが1つの課題となっている。

人件費単価については、OA指導者養成事業は地元の地域人材開発センター職員の、1日あたりの平均的な人件費の単価を元に積算した。

求職者介護事業従事委託事業については、7人分の賃金、期間的には196日で9カ月分で見えており、単価は日額5,470円、市の臨時職員の事務補助の単価である。7人分で約750万4,000円。

観光情報整備事業については、新規雇用者に対しては日額9,500円、OJTの人件費、新規雇用者に対して日額1万9,000円、外部講師招へいの人件費は、1時間当たり1万5,000円の単価となっている。との答弁。

次に、サン・スポーツランド美唄整備事業の関係について、totoへの要請はどのように誰がしたのか。また、テニスコート6面の改修と合わせて、クラブハウスも建設してほしいという要請も上がっていたが、その点がどうなったのか、との質疑に対し、日本スポーツ振興センターには、今回の申請について、市長が直接出向いてお願いをした経過である。

クラブハウスについては、整備事業の中で、本部席の設置は補助対象外経費となることから、このたびの整備事業には含んでいない。このため、今後の大会実施等の本部席については、従来どおりテントでの対応と考えている。との答弁がありました。

次に、議案第58号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

当初の地域力活用事業が充実拡大をして新たに取り組もうということなのか、当初予算との関係でどんな変化があるのか。また、予算の事業費の推移について、22年度、23年度は同じ額で国から補助があるが、24年度からは10万円で計上している。どういった事業内容の変化で、この事業費の推移になったのか、との質疑に対し、補助事業を活用することで、今まで十分とは言えなかった子育てについての取り組みの周知や情報の発信などの強化を図り、子育て、子育て支援の重要性の理解、また、関わる人材の確保、環境や基盤整備をしっかりと行いたいと考えた。

予算計上の内容については、補助金は2年間の予定であり、補助金の活用は、基盤整備をしっかりとやるためのものと考えている。次の段階として、子育てや、子育て支援を行う人が繋がり、関わり合いながら支え合うことができる環境や、体制づくりができるよう、人の力を活用させていただき、必要最小限度の経費で事業を進めたいと考えており、10万円を計上した。との答弁がありました。

次に、議案第56号から議案第58号にかかる総括質疑について申し上げます。

初めに、予算の原則にある総計予算と補正予算についての認識について。補正予算に関

しては、突発的な事業に対する追加の予算。全体の組み立ても、市民への周知も含め、そして、市長のこの1年間の目玉事業としてぶつける、そういう意味合いも含めて、当初予算と補正とは大きな違いがあると思う。そんな意味からして、今回の予算の計上のあり方について疑義があるので、市長の認識について、との質疑に対し、市民に最も身近な基礎的自治体として、市民の生活ということを守るとのことと、あわせて雇用対策という観点から緊急的に実施しなければならないと判断しているものの、補正予算の本来のあり方について、これから慎重に対応したいという認識でいる。との答弁。

計画行政についての認識について。実質7ヶ年の財政健全化計画は、市民に対する痛みと職員に対する大変大きな痛みを強いて、スタートした。これらの緊張感というのは、常に持続をして、予算運営に当たらなきゃならない。持続可能なまちづくりという観点からも計画行政の大切さというものを片時も忘れてはならないと思うわけだが、市長の認識について、との質疑に対し、財政健全化計画は非常に重いものだと思っている。職員にも、市民にも痛みを強いていることも事実。そういう中で、これからのまちづくりを考えた上で、将来の財政負担とならないよう、今後いろんな形で国、道等に理解をしていただく。それから、そういう制度がつくられるよう促していく。このようなことも含めて、これらの部分で財政健全化計画に支障のないものになりたいと考えているが、計画行政という点については、慎重さを欠いた部分もあるので、今後このようなことのないように、いただい

たご提案、ご指摘を参考にしながら、各事業の推進に当たり適正な対応に努めていきたい。との答弁がありました。

なお、議案第５７号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第５６号、議案第５８号及び議案第５７号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第４４号ないし議案第５３号の以上１０件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。
これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第４４号権利放棄の件ないし議案第５３号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件**の以上１０件は、**委員長報告のとおり決定**されました。

これより議案第５４号及び議案第５５号の以上２件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。
これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第５４号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件及び議案第５５号美唄市営住宅管理条例及び美唄市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正の件**の以上２件は、**委員長報告のとおり決定**されました。

これより議案第５６号、議案第５８号及び議案第５７号の以上３件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。
これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第５６号平成２２年度美唄市一般会計補正予算（第１号）、議案第５８号平成２２年度美唄市一般会計補正予算（第２号）及び議案第５７号平成２２年度美唄市介護保険会計補正予算（第１号）**の以上３件は、**委員長報告のとおり決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第３、議案第５９号美唄市議会議員定数条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

10番、小関勝教議員。

●10番小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました議案第59号について、提案理由を説明いたします。

本件は、美唄市議会議員定数条例の一部について、本則中16人を14人に改めようとするもので、附則において、この条例の施行日を公布する日とし、同日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用することとするものです。

美唄市は平成20年度に財政健全化計画と市立美唄病院の改革プラン、さらに、平成21年度には市立美唄病院経営健全化計画を策定するなど、厳しい財政状況の打開に取り組んでいる現状にあります。

これら健全化に向けては、市民の方々に対しても固定資産税、軽自動車税、手数料等々のご負担を強いているところでもあり、市職員においても3カ年で75名の削減を行っています。また、職員給与でも平均14.6%減額で、人件費の節減や、さらには各種経費等々の節減に努められています。このように市民や職員が健全化に向けて取り組んでいる中、市議会としても議員報酬等の減額、政務調査費、行政調査の凍結など議会改革を行い、議会費の節減に努めているところでもあります。

一方では美唄市の人口は平成22年4月までの過去3カ年で約1,700人の減少、専修短大の学生募集停止の問題など、人口の減少に歯止めが見えない中、経済活動の停滞が懸念され、地域経済に与える影響はますます厳しい現状にあります。

また、議会報告会等において、議会に対し、市民から寄せられたご意見を重く受け止め、今後、議会議論を重ね議会のあり方や議員資質の向上に努めていくことなど、これまでの代表者会議や議員協議会の議論経過も踏まえ、議員も市民、職員とともに痛みを共有していくべき、これらを総合的に勘案し、議員定数を2名削減とし、定数14名とすることを提案いたします。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしく審議くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第59号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） ただいま提案されました議案第59号美唄市議会議員定数条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を最初に申し上げますと、条例改正に反対の立場であります。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

憲法及び地方自治法は、地方議会について議事機関として規定し、その権限は地方自治法に定められています。条例の制定、改廃、予算の決定、決算の認定、地方税の徴収、使用料・手数料・契約に関する規定のほか、予算の修正、執行機関の事務に関する監査・監督などの行政に対するチェック機能、国会や関係行政政府に対する意見書の提出、住民の請願に関する規定など、極めて多岐にわたる

権限と機能を有しています。したがって、地方議会の議員定数問題は、単なるその市の財政事情という側面からのみ考える問題ではなく、行政と議会間の関係のあり方、行政と議会のそれぞれの権限とそのチェック機能のあり方、住民と議会間の関係のあり方など、多面的な問題の中でとらえられるべき重要問題であると考えます。

市町村の議会の定数は、地方自治法第91条で規定されており、人口5万人以下の市及び2万人以上の町村は26人を上限としています。

野村稔・元全国の都道府県議長会議事調査部長は、議員定数について理論的根拠、あるべき基準が明示されていればよいが、残念ながらない。現状は、大多数の地方議会が減少させているため、減少が善で、地方自治法に基づき法定定数どおりの議員数としているのは、適切でないような印象を与えている。減少によって浮く金額に目をとられ、反対に住民意思の反映機関の低下について、検討がおろそかになっているのではないかと心配する。行政機能をチェックするものがいなければ、地域の均衡ある適切な行政、能率的な行政、住民の要望に即応した行政を確保できない。議会の批判・監督能力の低下は最終的には住民自身がマイナスを受ける。残念ながら住民意思の反映は数量化できないので、マイナスを量的に、また金額に表示できない。議会は減少した議員でも運営できるから、弊害が生じないような印象を議員や住民に与えている。議員が減れば、批判・監督能力が確実に低下するのに、それが表面化しないだけであると、議会の定数にかかわる事項は重要なもの

として記しています。地方議会の定数削減は、ともすれば経費削減のシンボリックな役割を担わされてきましたが、地方行政の減量化、効率化という観点から地方議会の定数問題を取り上げることに識者は警告を発しています。

この間、美唄市議会は議会改革の議論を重ね、議会だよりの発行、議会報告会の開催、道外調査の凍結、政務調査費の凍結、議員歳費の削減を始め、平成11年2人、平成15年2人、平成19年6人、計10人の議員定数を削減し続けてきました。議員一人当たりの住民数は本市は類似市平均に対して、1.2倍となっています。また、平成15年議員数22人の際の議員一人当たりの住民数1,364人、現在16人の議員ですが、議員一人当たりの住民数は1,668人で、平成15年と比較して1.2倍になっています。今日、地方分権化の広がりの中で、地方議会が果たす役割はますます大きなものとなっています。住民と議会との距離を縮める方策、もっと実りある内容の議会審査のあり方など、住民要望にこたえることが美唄市議会求められていると考えます。

さらに、美唄市を取り巻く状況は、市財政再建、市立美唄病院の経営健全化、専修短期大学問題、コンピュータ・カレッジの存続問題、高校再編など、課題が山積しております。これ以上の議員定数の削減は、住民意思の反映がされにくくなる点から見ても、議会と市の批判・監視能力を低下させる点から見ても市民の生活、福祉の向上を阻害し、議会本来の機能に影響を及ぼすことにつながります。

以上の理由から、議員定数削減に反対することを表明いたしまして、討論を終わります。

●議長内馬場克康君 11番、土井敏興議員。

●11番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました議案第59号美唄市議会議員定数条例の一部改正の件につきまして、討論に参加をいたします。

結論から申し上げます、私は原案に賛成の立場であります。以下、若干の意見を申し上げます。

ただいま提案理由にもございましたように、美唄市の置かれている現状は極めて厳しい状況に変わりはなく、また、議員定数の経過につきましても、平成16年3月24日に議員定数を22名から現在の16名に大幅削減することを議決したわけではありますが、この時の大勢の動向は市町村合併の大きな波が押し寄せ、美唄市はどうあるべきかの議論の中で主体性を失うことなく、その波に飲み込まれぬよう自立を目指し、まちの現状を維持していこうとの思いで決断したものと記憶をしているところであります。そうした英断にも関わらず、経過といたしまして、市内における経済活動や雇用の確保は不振が続き、若年世代の市外への流出、また、市内での消費の減退や、加えて、少子高齢化の加速などによる人口の減少に歯止めがかからぬ状況が顕著となってきたのも事実であります。その後の国の三位一体の改革に端を発し、地方行財政の取り組みに新たな方式が示され、各指標の制限値を超えた場合、早期健全化団体に指定され、自治体活動が大きく制限されることから、本市もこうした事態の回避、改善に向け、財政健全化計画や市立病院経営健全化計画を策定をし、平成27年度末を目途に達成に向け、一丸となって対応しているさなかであります。

しかし、一方では、これらの計画を確実に遂行していくに当たり、この2年間においても市民の皆様には補助金の削減、あるいは廃止等、また、各種税金や手数料及び施設等の使用料の負担増、また市職員や職員給与の大幅削減など、それらを合わせると実に約5億円弱にも上る重い負担や痛みを求めてきているところでもあります。そうした現状の中で、今後の美唄市のあり方を含め、明春予定をされている市議会議員の改選に向け、議員定数のあり方について、これまで議会議論を続けてきたところでもあり、また、昨年から実施をいたしております市議会報告会においても参加された皆さんから議員定数のあり方については削減やむなしの声、あるいは現状維持を望む声等と、さまざまな角度から、しかも貴重な御意見をそれぞれいただいたところがあります。

いただいた声を通して私の受け止め方といたしましては、議会の果たす使命及び権限を初め、今後の議会、議員のあり方として、市議会報告会など触れ合いを持つためのさまざまな手法を講じて市民の率直な声を受け止め、活発な議会議論を重ね、その経過や結果については、速やかに市民に伝えることやそうした上に立って、議会、議員自らが美唄市の現状や、そして5年、10年先のあるべき姿をしっかりと見据えた上で、議員定数についても的確に判断する事が参加された方々から、最も強く望まれているものと感じた次第であります。しかるに、私は美唄市の現状は市民の皆様や、かかわる方々の背中に重くのしかかる負担や痛みの上に立っているという、この現実をしっかりと踏まえ、引き続きさらな

る人口減少や経済活動の停滞、あるいは縮小がこの先懸念されることと見るとき、それらの課題を正面から受けとめ、厳しい試練の中で負担や痛みを共有していかなければならないことは自明の理と思うところであります。そのような中、議員定数を減ずるということも大きな痛みを伴うものでありますが、しかし、美唄市の明日に思いをいたすとき、今こそ私たちは意を決して、その大きな痛みの渦中においても財政や病院の経営の健全化はもちろんのこと、我がまちの憲法とも言えるまちづくり基本条例のもと、自らを高める研鑽はもとより、市民主権の協働のまちづくりを目指し、市民の皆様と一体となって危機から脱し、住みよいまちの確立や市民生活の安定のために、議会、そして議員は最善の努力を払い、たゆまぬ挑戦をしていく使命を改めて市民の皆様より強く求められているものと思うところであります。

よって、私はただいま提案のありました議員定数2名削減案につきまして、以上のことから賛成の意を表すものでございます。議員各位におかれましては、どうか御懸命なる御判断を心からお願いを申し上げまして、討論を終わります。

●議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員（登壇） ただいま議案となりました議案第59号美唄市議会議員定数条例の一部改正の件について、討論に参加いたします。

私の立場は提案に反対であります。現有の16名で行くべきだという考え方でございます。

今ほど、賛成、反対の立場で討論がござい

ました。すべて言い尽くされた感がございまして、最初に発言すればよかったなという気しております。しかし、切り口を変えて少しくその反対の理由を申し上げたいと思います。

実は、私どもの会派、3名おりまして、この議員定数の議論に参加するに当たりまして、随分悩みました。方針がぶれたこともございました。

最初に主張をした中心的なその内容というのは、議員はプロであるべきだ。専業であるべきだ。そのためには、少数であってもやむを得ない。しかし、その専業であるための活動を保障するしっかりとした報酬と活動費等の保障がなければならない。でなければ、よくある美唄のまちを思う、そして、そこに命をかけようと、こういった思いの優秀な人材というのは集まらない。こんな主張をさしていただきました。

その後、代表者会議を中心にして議論をいたしましたし、私どももそれぞれの支える支持団体や、支持者の皆さん方とのお話し合いもさしていただきました。そして、議会報告会に入ったわけでございます。

議会報告会では、先ほど土井議員もお話がありましたが、議会報告での1つの集約というのを議運で行いましたけれども、1つの方向性は出し得ませんでした。ただ、何が整理ができるのかということは、数の問題ではなくて、どれだけ市民のために、美唄のために働ける議員がいるか、いないか。すなわち議員の資質、やる気の向上ではないだろうか。このことは集約できるだろうと。

あわせて、決まったことは、例えば現有でも減員でもなぜそう決めたのか、その理由を

しっかり明らかにして、私ども市民に伝えてほしいと。この数ではない質の問題と、説明責任を果たせということは、一致した見解でございました。今回の討論に参加する議員の数が多いのも、そういった背景があるということでございます。私もそんな経過を踏まえて、現有でいくべきだという事の理由を申し上げたいと思います。

先程もありましたように、前回の選挙、市町村合併の議論の嵐の中で、何としてでも自立しようと。合併をすれば、岩見沢に飲み込まれ、せいぜい議員数は5、6人だろうと。そのことを思えば、今から自立に向けて、議会の姿勢を明らかにするためにも、大幅な減員でいこうと、こういう事が議論の中心でありました。私もその議論の中心にいましたので、そのことはよく昨日のことのようになっています。そして、そのときに出た結論は、常任委員会を、2つの常任委員会をどう維持していけるのかと。そのために人口の多少の減少、これらがあっても2つの常任委員会がしっかり維持できて、まあ多様な意見を反映できる、この事を担保できる定数として16名ということを決めたわけであります。

私は、市民の皆さんの意見というのは、アンケートを徴したわけでもございませんし、住民投票をした結論が出たわけでもありません。しかし、熱心に議会報告会においでいただいて、そして、その貴重なご意見を伺った中では、プロでやれという意見はなかったわけでございます。名誉職で報酬を払うべきでない趣旨のお話もあったぐらいでありました。これが美唄の今の多くの声なのかなとも率直に思ったわけでございます。そこで、それな

らば、そういった民意の中で議会としての役割を果たしていく、これは一定の数を必要とするでしょう。2つの常任委員会を維持をして、その中でそれぞれが役割を分担をして、調査活動をする。市民の皆さんとの合意形成を図る。今回の定例会の対応もそうでございますが、債権管理の問題1つとりましても、専門的な知見を議会として学習をする必要がある。それから、総合計画との整合性の問題にしても、優先順位のあり方はいかにあるべきかということ、16名がしっかり学ぶ必要がある。そして緊急にやらなきゃならないといった常任委員会での調査事項、2項目についてもよく考えてみれば、日常的に様々な情報を我々は受けとめて、それを意思決定の場に反映をしなければならぬとすれば、今、この問題を共有できるこの16名、選挙でどうなるかわからんわけでありますから、この16名はこの思いを次に伝える意味でも、今やっている活動というものをさらに生かすと。さらに忙しくなるという前提で考えなければならぬだろう。そういうことからして、私はプロの専門化が無理であれば、今の議員数を維持をして、そして、それぞれがしっかり議会の中での任務を認識をして、資質向上を図っていく。そのことが市民生活にプラスになると、このような判断に至ったわけでございます。

先程も地方の主権の問題が出されました。6月の22日に菅内閣が地域主権戦略会議の戦略の大綱を発表をいたしました。その中で地方政府基本法の制定のくだりがございます。議会に関しても多くの提言がなされています。表現の中では抽象的な表現ではございますが、

議会の現在、市で5万人以下、26名のこの地方自治法上の上限設定も外すべきだという議論がなされています。自ら考えて、自ら決めていきなさいと、こういう制度にしようということでもあります。ニセコの町長だった逢坂さんが首相補佐官、総理大臣補佐官で中心になって議論をまとめておりますが、そういった意味からも、改めて、私達は二元代表、市民の皆さんから選ばれて、この仕事、信託をいただいたという立場で、市民の皆さんの、主権者である市民の皆さんの声をしっかりと受けとめて、行動しなければならないという事が制度的にもさらに強化をされる時代になってまいりました。受けとめ方はそれぞれあるかもしれませんが、私なりに議会報告会での議会としての集約の結果、これらを受けて、以上申し上げましたとおり原案に反対をすることを申し上げまして、討論といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

●議長内馬場克康君 12番、本郷幸治議員。

●12番本郷幸治議員（登壇） ただいま議題となりました議案第59号美唄市議会議員定数条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

結論から申し上げまして、私は原案に賛成の立場であります。

美唄市の取り巻く状況は、少子高齢化社会の進展や人口減少、財政の健全化問題等、さまざまな行財政課題が増加し、量・質・機能の部分からの改革が待ったなしの状況に置かれております。地方自治の変革は、地方分権、地域主導型社会が進む中で、市民との協働のまちづくりを進める中、市民が主体の地域運

営を、今後ますます推進していかなければなりません。それは同時に地方議会のあり方や、市民に期待されているさまざまなことがらが大きく変わると考えられます。そして議員の資質や能力はもとより、改革に寄せる志の高さなどが市民、特に有権者の大きな関心ごとになっていることも事実であります。

ただいま提案理由にもありました財政健全化計画の中で、市民負担の増加や職員給与の削減、また議員自らの報酬削減など、かなりの努力をして取り組んでおります今日、今後のさらなる行財政改革を推進するための第1歩として、議会として率先して議員定数の削減が不可欠であると考えます。議会が行政に対して、厳しい行政改革を求めている議員が自らの組織である議会について自ら改革をし、市民の負託にこたえなければなりません。

よって、提案のありました議員定数2名削減につきましては、議会及び議員にも痛みを伴った改革の第一歩であり、そのような覚悟で賛成するものであります。どうか議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

起立多数であります。

よって、**議案第59号美唄市議会議員定数条例の一部改正の件は、原案のとおり可決さ**

れました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、意見書案第10号北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書ないし日程の第7、意見書案第13号政治とカネの疑惑究明を求める意見書の以上4件を、一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第10号について、3番、五十嵐聡議員。

●3番五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第10号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書

我が国農業をめぐる情勢は、WTOや日豪EPAなど国際農業交渉が進む中で、担い手の減少や高齢化の進行など厳しさを増しており、加えて、農産物価格の下落や生産資材価格の高騰など農業者の努力だけでは解決できない課題に直面しています。

こうした中、国においては、平成22年度における農業生産基盤整備事業等の予算額を交付金化の方向を取り入れながらも大幅に削減しており、昨年の冷湿害を受け、新規地区として基盤整備事業を計画していた地域の農業者からは営農計画に支障が出るのではなど不安の声が上がっているとともに、農産物の高付加価値化に対応した生産・流通システム

に係る施設整備を計画していた地域では、計画的な作付拡大も含め、多くの課題に直面しています。

北海道の農業・農村は、これまで意欲ある専門的な担い手の育成を初め、農地・水等の資源の保全や農産物の効率的・安定的な供給に必要な生産・流通システムの整備、さらには産地形成や付加価値向上に積極的に取り組んできたところであり、この結果、規模の大きな土地利用型の農業が展開されており、今後とも我が国の食料生産基地としての責任を果たすためには、農業・農村地域に対する前向きな投資が継続的に必要であります。

よって、国においては、本道農業・農村の担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農ができるとともに、地域の個性を生かした多様な農業を展開できる実効ある施策が実現されるよう、次の事項について要望します。

記

1. 食料供給力の確保を図るためには、農地や農業水利施設の持つ機能を適正に発揮させる暗渠排水、区画整理、土層改良、用排水施設及び草地基盤の整備を継続的に実施することが不可欠であることから、地域において計画されていた事業が実施できるよう、農業農村整備事業の必要な予算の確保を図ること。
2. 生産基盤整備の効果的・効率的な促進を図るため、事業制度の弾力的な運用などによるコストの縮減や、地域の創意工夫を生かした柔軟な整備が可能となるような制度の見直しを検討するとともに、地元負担の軽減について配慮すること。
3. 食料自給率向上や消費者・実需者のニー

ズに対応した農産物の効率的・安定的な生産・流通システムを確立するため、生産・流通の合理化、高付加価値化、環境対策など、地域が計画していた施設整備のための必要な予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月24日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第11号ないし意見書案第13号の以上3件について、1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第11号ないし意見書案第13号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

沖縄普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を認めないことを求める意見書

日米両政府は、沖縄普天間基地の移設先について「名護市・辺野古周辺」とすることで大筋合意がされました。

これは「4.25 沖縄県民集会」などで示された、「国外、最低でも県外に移設を」という県民の意志を踏みにじったもので、米国の意志を上置く鳩山前政権の方針を引きつぐ菅首相

の姿勢に対し、国民の中から厳しい批判が起きています。辺野古周辺案は自公政権と米国間で合意され、鳩山前首相自ら「自然への冒涇」と批判した現行案とかわらないものです。米国自身が「世界一危険」と認めている普天間基地は、即時・無条件撤去こそ沖縄県民の声に応える唯一の道です。

さらに、普天間基地移設問題で在沖縄米軍の訓練分散移設先として、根室管内の陸上自衛隊矢臼別演習場について、海兵隊のヘリコプター部隊と地上部隊を移動させ、両部隊一体の大規模な訓練を行う構想が検討されていると報道されていることに、現地の不安は高まるばかりです。特にヘリ部隊の爆音に驚いて牛が暴走する事故が懸念され、本道の基幹産業、酪農・畜産業への悪影響への心配がぬぐえません。

自衛隊矢臼別演習場では1997年から地上部隊による実弾射撃訓練が行われていますが、沖縄と同質・同等という約束は反故にされ、むしろ拡大されています。夜間訓練の強行、白燐弾の使用など、地元住民は不安をいっそう増大させています。また、一部自治体首長は「これ以上の受け入れはできない」ことを表明しています。

よって、普天間基地移設問題に関し、以下のとおり要望します。

記

1. 米国に対し、沖縄普天間基地の無条件撤去を求めること
2. 自衛隊矢臼別演習場や千歳基地など道内への訓練移転はしないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月24日

北海道美瑛市議会

労働者派遣法の抜け穴のない抜本的 見直しに関する意見書

労働者派遣法の「改正」は、製造業派遣、登録型派遣の原則禁止といいながら、例外という形で「二つの大穴」をあけ、ほとんどが派遣のまま残されるという、まさに派遣労働「原則容認」法案といわざるを得ません。

二つの大穴のひとつが、製造業派遣を禁止するといいつながら「常用雇用する労働者」の派遣を認めていることです。製造業で働く労働者55万人のうち64%が常用型派遣といわれています。派遣契約の中途解除で解雇された派遣労働者の8割は「常用型」です。名だたる大企業が次々と「派遣切り」を行った、問題の多い製造業派遣はきっぱり禁止すべきです。

第二は登録型派遣を原則禁止するとしながら、専門業務を例外としていることです。現在、専門26業務に100万人の派遣労働者がいますが、そのうち最も多いのが45万人を占める事務用機器操作業務です。25年前の基準で電子計算機、タイプライター、ワープロなどの事務用機器の操作と定められたままです。現行では、専門業務で3年を超えて派遣労働者を受け入れている業務に新たに労働者を雇い入れる場合、派遣労働者に優先的に直接雇用を申し込む義務があります。しかし法案は、この優先的雇用申し込み義務を廃止としています。

また、原則禁止の猶予期間を3年とし、登

録型派遣のうち多くの労働者が従事する業務などさらに2年、あわせて5年も猶予期間を設けるなど、財界・大企業の要求を優先し、とても労働者保護法に値しないものと言わなければなりません。

よって、以下の抜本的見直しをすみやかに実施し、実効性のある労働者保護法とするように改正を求めます。

記

1. 登録型派遣は原則禁止とし、専門業務は厳しく限定すること。
2. 製造業派遣は、どんな形であれ禁止すること。
3. 同一労働同一賃金の保障など均等待遇のルールを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月24日

北海道美瑛市議会

政治とカネの疑惑究明を求める意見書

6月8日、菅内閣が発足しました。世論調査の中で新政権に対して期待が最も多かったのが「政治とカネの問題の対応」(61.0%)でした。

ところが民主党の枝野幸男幹事長は7日の就任会見で小沢一郎氏が幹事長を辞めたことで「一定の政治的なけじめをつけられた」と発言し、「政治とカネ」の問題は一件落着としました。しかし、「政治とカネ」をめぐる問題の国会での究明がつくされていないことに、批判が集まっています。

政治家の疑惑を解明し、政治的道義的責任を明らかにするのは政治の責任です。国会での政治的道義的責任の追及と検察や警察の捜査は車の両輪です。鳩山前首相や小沢氏の疑惑に対する国会などの解明が欠かせないだけでなく、司法の追及を通じて疑惑の奥深さが浮き彫りとなり、政治的道義的責任の明確化がいよいよ迫られています。

鳩山前首相の虚偽献金事件では、4月下旬、虚偽記載の罪に問われた元秘書の有罪が確定しました。鳩山前首相について、検察審査会は「不起訴相当」と議決しましたが、その政治的道義的責任はいささかもあいまいにすることはできません。

小沢前幹事長が自らの資金管理団体「陸山会」を通じて巨額の土地取引を行っていたという事件では、政治資金規正法違反に問われて3人の元秘書への裁判が行われているほか、「嫌疑不十分」で不起訴となった小沢氏自身についても検察審査会が4月末、「起訴相当」を議決、検察の再捜査が行われています。国民に公開されない政治倫理審査会での質疑だけでは真の疑惑解明はできません。今や国会における小沢氏の証人喚問は疑惑解明を求める国民大多数の声となっています。

よって、政府と国会は国民の声に応え、鳩山前首相及び、小沢一郎氏に関わる「政治とカネ」疑惑の徹底解明をはかるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月24日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第10号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご御異議なしと認めます。

よって、**意見書案第10号北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書**は、**原案のとおり決定**されました。

これより意見書案第11号について、質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員（登壇） ただいま提案のありました意見書案第11条について、討論に参加いたします。

私はこの意見書案に反対であります。その理由と若干の意見を申し上げます。

この意見書案で主張している沖縄普天間基地の無条件撤去と矢臼別や千歳への米軍の訓練移転はしないは、私の元々の考え方と、ほとんど違いはありません。では、なぜ、この提案に反対するか、その考え方を申し上げます。

沖縄は太平洋戦争において唯一県民を巻き込んだ米軍との地上戦が行われ、沖縄県民が大きな犠牲を受けました。

本年知りましたが、旧樺太でも住民巻き込んだ地上戦があったということで、沖縄が唯一という言い方はこれからはできないそうです。そのことをちょっと断ります。

軍人の死者9万、非戦闘員の死者10万人と言われています。合わせて20万人以上という説もあります。そして、日本軍の指示による集団自決という悲惨な事態もありました。沖縄県がなぜ住民を巻き込んだ地上戦になったか、これは当時の日本が国体護持を図るということで、何とか本土決戦までの時間稼ぎをすると、このことでの犠牲と言われております。その後、敗戦により、米軍の占領下での生活が始まります。占領下の生活は、本州、北海道、九州、四国も同じでした。しかし、沖縄は米軍の直接統治を受けました。1950年に朝鮮戦争が起きるとアメリカは日本を西側の拠点にするため、占領状態を終わらせるよう急ぎました。

52年4月28日、サンフランシスコ条約により、日本は主権を回復しました。しかし、沖縄は米軍が占領したままの姿で切り離されたのです。この時期は東西冷戦の最中で、ソ連・中国をにらんだ前進基地として米軍基地がどんどん拡張されました。当時言われた言葉は銃剣とブルドーザーによる拡張と言われました。この年、52年に琉球政府ができましたが、行政首席、今で言えば県知事ですね。これは、アメリカの任命で決まったのです。首席が県民の選挙で選ばれるようになったのは、1968年でした。この60年代、沖縄では祖国復帰運動が盛んになりました。72年5月15日に念願の祖国復帰を果たすのです。しかし、「核抜き・本土並み」と言われた

復帰でしたが、核持ち込みの密約があったのは御承知のとおりです。

フランスからの独立を果たしたベトナムに60年からアメリカが介入し、65年には北ベトナムへの攻撃を開始、73年までのベトナム戦争に突入します。沖縄からは北ベトナム爆撃、いわゆる北爆ですね。に向かうB52が発進して行きました。その後も湾岸戦争、イラク戦争、アフガニスタンへの攻撃とアメリカの基地、それも太平洋の要石と呼ばれる重要な役割を果たし続けたのです。すぐに戦う臨戦態勢の訓練が兵器類はもちろん、兵士一人一人の気持ちにたたき込まれ、戦場に着いたら直ちに戦う、その人殺しマシーンとして機能する状態です。一定期間戦ったら休む時間が来ます。全員が戦闘モードになりきっている兵士が沖縄に帰って来ます。正常な精神状態ではありません。相手を倒さなければ、自分の命がない。そんな神経を張り詰めたままの兵士です。中でも海兵隊はこれから戦場になる場所に最初に乗る部隊です。沖縄は自分の命がいつどうなるかわからない、そんな異常に神経の高ぶった兵士達が常にどこにでもいる状態なのです。

さまざまな種類のアメリカ兵士による犯罪が多発している場所でもあります。沖縄県民の受けた被害は莫大なものと聞きます。本土のマスコミはこれらをほとんど取り上げません。日本の0.5%の面積の沖縄に米軍基地の75%があります。95年5月の米兵3人による少女暴行事件で県民は8万人の怒りの集会を持ち、そして集団自決への軍の関与を歴史の教科書から消そうとする文科省の検定に対する怒りは11万人の大集会になりました。

た。

96年4月には、普天間飛行場の返還が決まりました。5年ないし7年でという約束でした。しかし、普天間の部隊の移転先問題が決まらず、結果的にキャンプ・シュワブに埋め立てで新しい滑走路をつくることで決着しました。土地の強制収容の問題、これは借り上げていた土地が期限が来てしまって、沖縄の人に返さなきゃならないという事態になった。それでも基地がそのまま存続するためには、無理やりでも本人の意思と関係なく、使っていくための土地収容法です。

米兵の犯罪多発など問題は多くあります。国際大学に米軍ヘリが落ちた事故でも日本の警察は調べることも現場を見ることもできませんでした。日米地位協定が問題であります。思いやり予算、それから犯罪を犯した米軍兵士の裁判の問題、大きくは日米安保をどうするのかという根本にかかわる問題もあります。米軍基地の中に沖縄があると言われ、その状態が65年間も続いている。こんな国はどこにもありません。植民地状態が続いているのです。この問題は沖縄県を除く全ての都道府県で生活している日本人が真剣に考えなければならないと思います。海で遠く隔てられている沖縄のことだとして余り考えない。いや、ほとんど考えてこなかったのです。

沖縄に米軍基地の問題がある。世界一危険な普天間基地の大きな問題がある。そのことを日本中に意識させたのは鳩山前総理です。最低でも県外との発言は、鳩山さんの沖縄をこのままにしてはおけないとの強い思いから出たものだと思います。これまでの総理大臣は誰もこんなことは考えませんでした。今、

普天間を知らない日本人はいなくなりました。私はアメリカともっと粘り強く交渉を続けて欲しかった。戦争をすることに抵抗を感じていないように見えるアメリカとの関係を整理する絶好の機会だったと思うのです。民主党内部でも十分な議論が必要だったと思います。しかし、それらが十分になされず、残念ながら、最悪の結果と退陣せざるを得ないところに落ち込んでいきました。

これからどうするか、私は日本中の人達が自分の問題としてこれまでの沖縄での苦しみを思い、しっかりと受け止め、どう打開するか、沖縄の人たちに受け入れてもらえる策をつくるべきと考えます。

今日この意見書を採択することにより、普天間問題何か動くとは思えません。北海道が沖縄米軍の移転訓練を受け入れないことの表明は沖縄の痛みを少しでも軽減することに協力しない訳で、これもいがかの感じがあります。美唄市議会がこの件で意思表示をするなら、十分な議論を経て、市民の支持を得られる全体の意見としてまとめるべきではないでしょうか。現状では極めて困難な状態になっています。先に述べた日本中が真剣に考える、そのような取り組みになることを願っています。この意見書を現在採択することには反対を表明せざるを得ないことを、以上考え方を申し上げました。皆さんが御賢察されることを申し上げ、討論いたします。

●議長内馬場克康君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） 意見書案第11号沖縄普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を認めないことを求める意見書について、討論に参加いたします。

最初に結論を申し上げます。意見書に賛成の立場であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

5月28日の日米合意、名護市辺野古への県内移設、そして海兵隊の訓練地に徳之島を初め、全国へ分散するとの合意が菅政権にも引き継がれています。最近行われた沖縄の琉球新報と毎日新聞の郷土世論調査5月31日発表の結果を見ますと、普天間基地の辺野古への移設には84.1%の方が反対と答えています。沖縄の問題が鳩山首相一人が辞めたことで、重荷が取り除かれたというのは全くの考え違いです。まさに菅政権は重荷を沖縄県民に押し付けようとしているのであって、その立場をとり続ける限り沖縄県民の願いとの矛盾は一層深まり、大きな破綻に直面することになるのは明らかであります。政府は基地を使用するアメリカ海兵隊を外国からの攻撃に対する抑止力になるとしていますが、アメリカ海兵隊とはそもそも何なのか。民主党政権は海兵隊は平和を守る抑止力だとしています。しかし、海兵隊は米軍の戦争で先陣を切る殴りこみの任務を持つ部隊です。今、沖縄の海兵隊が展開しているのは、イラクやアフガニスタンであり、普天間基地の海兵隊は1年のうち半分はいません。海兵隊は日本を守る抑止力ではなく、アメリカの戦争のための侵略力にほかなりません。こんな軍隊の基地を抑止力の名で押し付けようとしても沖縄県民の誰にも説得力がないのは当然のことです。

だいたい菅首相がかつてこのように述べています。海兵隊は日本を守る部隊ではありません。地球の裏側まで飛んでいって攻める部

隊なのです。沖縄に海兵隊がいるかないかは、日本にとっての抑止力とは余り関係がないと。海兵隊は抑止力ということを否定していました。そしてさらに、次のように言っています。海兵隊は即座に米軍内に戻ってもらっていい。民主党が政権をとれば、しっかりと米国に提示することを約束すると明言していました。ところが、国会でこの事実を指摘されても、過去にいろいろ言ったが変わるのは政治家として当然だと開き直り、なぜ海兵隊が抑止力に変わったのかまともに説明しようとする姿勢すらありません。自らの言明を投げ捨て、沖縄県民への約束を反故にして恥じないというのが菅政権の姿勢であります。

アメリカ自身が世界一危険と認めている普天間基地は、無条件撤去こそ沖縄県民の声にこたえる唯一の道です。また、自衛隊矢野別演習場では1997年から沖縄の海兵隊による実弾射撃訓練が行われていますが、夜間訓練の強行、白リン弾の使用などによる火災の発生など、地元の住民の不安を増大させています。

以上申し上げまして、沖縄普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を認めないことを求める意見書に対する賛成討論といたします。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、**意見書案第 11 号沖縄普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を認めないことを求める意見書**は**否決**されました。

これより意見書案第 12 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

13 番、紫藤政則議員。

● 13 番紫藤政則議員（登壇） ただいま議案となりました意見書案第 12 号労働者派遣法の抜け穴のない抜本の見直しに関する意見書案について、討論に参加いたします。

私の立場はこの意見書案について反対でございます。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

私は、地域の労働組合のローカルセンターであります連合美唄の推薦をいただいております。出身は自治労でございます、文字どおり労働運動、そして労働組合というものを選挙の支持母体にして議会生活を送ってまいりました。

一方、議会に入りまして、議会の中で学んだことは市民の暮らしと市民の意見、これらをどう最大公約数を求めていくのかと、まずそのことに汗をかくべきだろう、そのための議論をしっかりとやるべきだろう、お互いが主張しようと、こういうことを学び、また、そのことを皆さんにもお伝えをしてきました。ですから、意見書にしても、決議案にしても、対外的に議会の意思決定をしたものを発表する文面は、地域の中の実態なり、美唄市としての市民生活なり、こういったものを反映を

したものでなきゃいけないだろうと。これは自戒を述べまして、いろいろ、さまざま、上からおりてくる文書がございますが、少なからずこの地域に立脚した文面に変えるなり、理解をした上で出そうという努力をしているわけでございます。そう今も思っています。

労働者派遣法の抜本的な見直しに関する意見書について、今提案のあった内容については、私は非常に望ましい姿だろうと思います。理想としてこの制度が法律に生かされれば、これは最もすばらしいことだというふうに思っています。今回の労働法制、突如とした首相の交代等もありまして、法律が通らず法案がそのまま棚上げになっているわけでございます。

この法案の議論の経過の中で、私なりに、この法案の評価をいたしますと、閣議決定された派遣法の改正案は、みなし雇用に対する新たな制度が挿入をされています。違法状態で働かされていた派遣労働者は、派遣先と労働契約を結んでいたとみなされ、派遣先に直接雇用されるという道が開かれたわけでございます。労働組合以外でも学者や弁護士が、このみなし雇用制度に関して、画期的だという評価をしているのは、これまでは、禁止業務への派遣や偽装請負など、違法行為があっても派遣先の責任を問えなかった。告発すると、仕事を失う恐れがあり、泣き寝入りする例が多かった。このことに歯止めをかけるという事で、改正案が法案として決定をされた、その中の中心的な評価できる内容であります。

この意見書にありますとおり、登録型が原則廃止しても、専門 26 業者は残るままであ

りますし、さらに、短期雇用か常雇いの判断もこれも極めてあいまいなものが残っております。しかし、私は、これらの掲げる目標を目標としてもこの最後のくだりにあります「財界大企業の要求を優先し、とても労働者保護法に値しないものと言わなければなりません。」この表現には極めて疑問があります。評価すべきものは評価し、今後につなげるものはつなげる。そして、美唄の、今美唄の中で企業を営んでいる、ここには財界大企業とありますけれども、中小零細企業、この人方の経営者の視点ということも私共は率直に受け止めなきゃならない役割も持っています。働く人の声、そして経営者の皆さんの悩み、これらを十分議会として議論をして、そして、課題を整理する作業があればよかったなとつくづく思っています。

しかし、選挙が今日公示されて、選挙に対する1つの大きな認識というものがあれば、この時期、提案ということもやむを得ないだろうという思いはいたしますが、これからは意見書に当たりましては、今申し上げました視点を忘れずに議会で議論をしたいということを申し上げまして、反対討論にかえる次第でございます。御清聴ありがとうございます。

●議長内馬場克康君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） 意見書案第12号労働者派遣法の抜け穴のない抜本的見直しに関する意見書に対して、討論に参加いたします。

結論を最初に申し上げますと、意見書に賛成の立場であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

この10年間、日本経済は長期の低迷と後退から抜け出せずにいます。日本は主要先進国でただ1つGDP国内総生産が伸びない成長が止まった国になり、ただ1つ雇用者報酬が減った国民が貧しくなった国になっていきます。10年間に、大企業の利益は年間15兆円から32兆円と2倍以上に増えたにもかかわらず、国民全体の雇用者報酬が26兆円も減りました。大企業の内部留保は142兆円から229兆円に膨れ上がりました。大企業をもっと強くする、そうすれば、その利益がいずれは国民の暮らしにも回り経済も成長する。こうした自民党流の経済政策が破綻したことは明らかであります。今こそ、大企業応援から国民生活応援に経済政策を切りかえることが必要です。

使い捨て雇用をなくし、正社員が当たり前の社会にすることは最優先の課題であり、その最大の焦点は、労働者派遣法の抜本改正です。民主党政権が国会に提出した派遣法改正案は、製造業派遣、登録型派遣の原則禁止を言いながら、常用型派遣とか専門業務などの名前をつければ例外にするという抜け穴だらけのざる法となっています。こうした致命的欠陥を見直すためにも、また、実効性のある労働者保護にするためにも、見直しが必要であると思います。

以上申し上げます、討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の

議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、**意見書案第 1 2 号労働者派遣法の
抜け穴のない抜本的見直しに関する意見書**は
否決されました。

これより意見書案第 1 3 号について質疑を
行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

2 番、森川明議員

● 2 番森川明議員 (登壇) ただいま提案の
ありました意見書案第 1 3 号について、反対
の立場で若干の意見を申し述べ、討論に参加
させていただきます。

その理由といたしまして、菅内閣が発足を
し、鳩山前首相、小沢前幹事長については、
自らが辞任をし、政治とカネについては一定
のけじめをつけたとの判断があるからです。
確かにこの両氏のダブル辞任について、政治
とカネに対してはクリーン政治をほど遠く、
金のかかる政治との決別においても一件落着
とは行かないとの多くの意見があることも、
これまた事実です。しかし、鳩山前首相は、
ご自身と小沢前幹事長に辞任を促すという形
で自らけじめをつけた。これもまた事実です。
特に、小沢前幹事長については、検察審議会
も動き、全面可視化に反対する検察当局の動
きがまだ残っております。土地購入の件、検
察のあり方については、検察といえども当然
無病ではなくその行動に批判やチェックがあ
ってしかるべきだ。多くの意見もあり、その
推移を見守ってる、これが現状です。反省す

るところは謙虚に反省をし、政治とカネには、
クリーンな政治を求め、一味唐辛子のように
ピリッと辛い、そういう政治の実現が今待た
れております。

その 1 つが政治資金規正法の改正で、企
業・団体による献金、パーティー券購入を禁
止をし、国会議員関係の政治団体を親族を引
き続くことを法律で禁止をする。政治資金の
全容を一元的に明らかにする。国会議員関係
政治団体の収支報告書を義務づけする。そし
て、部外監査、また、インターネットを通じ
まして公表を行い、政治資金収支報告の公開、
透明性の向上にも実現が今急務なんです。逃
げの大業は許されません。政治的、道義的責
任はこの政策の実現とあわせて明らかに、常
に国民の声にこたえるべく、政治改革を進め
るべきであります。このような観点に立ちま
して、意見書案に対し、反対の立場を申し述
べ、皆様の御賢察をお願いを申し上げまして、
意見といたします。

●議長内馬場克康君 7 番、長谷川吉春議員。

● 7 番長谷川吉春議員 (登壇) 意見書案第
1 3 号政治とカネの疑惑究明を求める意見書
に対し、討論に参加いたします。

最初に結論を申し上げますと、意見書に賛
成の立場であります。以下、その理由と若干
の意見を申し上げます。

菅首相は所信表明演説で、鳩山前首相の退
陣によって政治とカネの問題はけじめがつい
たと述べました。首相が交代したからといっ
て一件落着とするなら重大な問題であります。
民主党の小沢前幹事長の疑惑は、政治資金収
支報告書へのうその記載の問題にとどまりま
せん。ゼネコンからヤミ献金を受け取ってい

たのではないか。公共事業という国民の税金で行われる事業を食い物にしていたのではないかという、それが刑事訴追の対象となるか如何にかかわらず、決して看過してはならない政治的道義に関する疑惑が問われています。

ところが、小沢氏は証人喚問にも参考人招致にも応ぜず、国会の場でのただの一度も説明をしていません。これだけの重大な金券疑惑が持ち上がったときには、自民党政権の下でも証人喚問や参考人招致など、何らかの対応がとられてきたものでした。ところが、民主党政権のもとで、これらの対応が何ひとつ行われていません。国会における小沢氏の証人喚問は、疑惑解明を求める国民の大多数の声となっています。政府と国会は国民の声にこたえ、鳩山前首相と小沢一郎氏にかかわる政治と金疑惑の徹底究明を速やかに図るべきであります。

以上申し上げまして、討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、**意見書案第13号政治とカネの疑惑究明を求める意見書**は**否決**されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成22年第2回美唄市議会定例会は閉会いたします。

正午 12時14分 閉会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____